

平成26年6月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 3件  
(うち食器乾燥機付流し台1件、リチウムイオンバッテリー1件、  
炭酸水製造器具1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち延長コード2件、リチウムポリマーバッテリー(模型用)1件、  
換気扇1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1.～4.の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、清重  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400153	平成26年5月28日	平成26年6月9日	食器乾燥機付流し台	GDND-180	タカラスタンダード株式会社	火災	長期間使用していなかった当該製品の食器乾燥機を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A201400154	平成26年4月30日	平成26年6月9日	リチウムイオンバッテリー	BP-72AL	株式会社スカイプルー (輸入事業者)	火災	当該製品を初回充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が事故を認識したのは、5月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意 5月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201400155	平成26年3月12日	平成26年6月9日	炭酸水製造器具	SSP001	株式会社アイデアインターナショナル (輸入事業者)	重傷1名	当該製品のボトル(1リットル)に炭酸ガスを注入した後、手に持ったところ、ボトル(1リットル)が破裂して負傷した。現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が事故を認識したのは、5月1日 6月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400152	平成26年5月12日	平成26年6月9日	延長コード	火災	当該製品に電気ポットを接続して使用中、更に電気炊飯器を接続して電源を入れたところ、ブレーカーが作動し、当該製品が熱変形した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が事故を認識したのは、5月29日
A201400156	平成26年5月24日	平成26年6月10日	延長コード	火災	当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201400157	平成26年4月29日	平成26年6月10日	リチウムポリマーバッテリー(模型用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が事故を認識したのは、4月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 5月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201400158	平成26年5月19日	平成26年6月11日	換気扇	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から15年以上経過した製品 事業者が事故を認識したのは、6月3日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

炭酸水製造器具（管理番号：A201400155）

